

令和6年5月15日 配信

「ふくしまの家情報ネットワーク」情報提供について（R6 NO.2）（通算 NO.485）

---

「ふくしまの家情報ネットワーク」に登録された皆様へ

◆「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」の募集を開始します

募集期間 令和6年5月15日（水）～ 令和6年11月15日（金）

募集戸数 200戸 ※先着順、予算がなくなり次第終了。

応募状況の公表及び募集終了の予告は行いません。

事業の概要については、以下のとおりです。

■事業名 福島県省エネルギー住宅改修補助事業

県は、住宅分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、既存住宅の断熱性能等をも高める改修を促進するため、県内に所在する既存戸建住宅の省エネ診断及び省エネ改修に対して補助金を交付します。

■対象者

- 1.自ら居住するために省エネ診断又は省エネ改修を実施する住宅の所有者又は賃借者
- 2.暴力団員等又は社会的非難関係者に該当しない者
- 3.県税の滞納がなく、国・地方公共団体から本事業と同様の補助金を受けていない者

■対象経費

○省エネ診断

- ・住宅の省エネ診断のための費用
- ・BELS の評価・認証を受けるための費用

○省エネ改修（※モデル工事費の定めがあるものはモデル工事費が上限）

- ・開口部の断熱化に係る改修費用（窓・ガラス交換、内窓設置、ドア交換）
- ・躯体等の断熱化に係る改修費用（外壁・屋根・天井・床の断熱化）
- ・設備の効率化に係る改修費用（高断熱浴槽・高効率給湯器・節湯水栓・LED 照明等の設置）

■補助額

- ・省エネ診断 省エネ診断等に係る経費の2/3（上限額2.2万円）
- ・省エネ改修 既存戸建住宅の断熱改修等に係る経費の23%  
（改修内容等に応じて上限額76.6万円～140万円）

※令和6年4月1日以降に契約を締結し、交付決定の日以降かつ令和7年3月31日までに完了するものに限る。

※省エネ改修を行う住宅は、地震に対する安全性が確認できること。

■募集期間

上記のとおり。

※募集期間中に交付申請書を申請窓口へ提出してください。

※申請の内容によっては補助対象外となる場合がありますのでご了承ください。

■申請窓口及び問合せ先

一般財団法人ふくしま建築住宅センター <http://www.fkc.or.jp/shouene/index.html>

■本事業の詳細については、こちらをご確認ください。

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezuutaku.html>

以上

-----  
「ふくしまの家情報ネットワーク」の登録者を募集しています。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/fukuie4.html>  
-----

////////////////////////////////////  
福島県 土木部 建築指導課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（県庁本庁舎4階）

指導審査担当 電話 024-521-7523(直通)(内線 3674,3675,3671)

民間建築担当 電話 024-521-7528,-7529(直通)(内線 3676,3677,3678)

FAX(指導審査担当、民間建築担当共) 024-521-8049(内線 5564)

建築指導課 HP <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/>

電子メール [kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp)

「ふくしま住まい人」を公開しています。ぜひご覧下さい。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/fukushimasumaibito.html>  
////////////////////////////////////